

平成 24 年度統計法施行状況報告の事項別推進状況及び
審議における共通的な視点等
(第 1 ワーキンググループ審議担当分野 (抜粋))

- 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化……………1～7
- 財政統計の整備……………8
- スtock統計の整備……………9
- サービス活動に係る統計の整備……………10～11
- 環境に関する統計の段階的な整備……………12～13
- 観光に関する統計の整備……………14

第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項

(1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化

【本文】	【今後の施策の方向性等についての基本的な考え方】 (平成23年度統計法施行状況に関する審議結果報告書)	
<p>ア 現状・課題等</p> <p>国民経済計算は、一国全体の経済状況を鳥瞰する上で重要というだけでなく、各種経済統計を整合的に整備するための体系として位置付けることができる。</p> <p>国民経済計算については、推計の枠組みとなる国際基準に準拠しつつ、分類体系との整合性を高めるとともに、精度を決定的に左右する原則5年ごとの基準年次推計を改善することが重要である。現状では、基準年次推計と産業連関表(基本表)との整合性が十分に確保されておらず、重要な一次統計として期待されている経済構造統計との連携の在り方についても更なる検討が必要である。その上で、年次推計、さらには四半期推計について、推計方法の改善に加え、これまで十分に成果を上げてきたとは言えない一次統計との連携を強める必要がある。</p>	<p>イ 取組の方向性</p> <p>基準年次推計改善のための産業連関表(基本表)との連携については、国民経済計算の作成者と産業連関表(基本表)の作成者の両者が共通の基盤に立ち、整合性の確保を図る。また、産業連関表(基本表)の精度を改善するため、生産構造及び中間投入構造のより正確な把握方法を検討する。</p> <p>年次推計においては、支出面、生産面及び所得面の三面が整合的になるように推計することによって、精度向上を図る。また、支出面からの推計を支えるコモディティ・フロー法(以下「コモ法」という。))についても、その基礎統計に係る課題も含め推計方法の構造に係る見直しを行う。</p> <p>四半期推計の改善では、まずその前提としての国民経済計算に関する改定幅の要因分析(リビジョンスタディ)の実施のほか、推計に用いる基礎統計の選択に関する検討等を行う。特に、家計消費状況調査の拡充等による消費推計の充実のための統計整備、雇用者報酬推計の精度向上のための統計整備、政府支出の的確な把握などに取り組む。</p> <p>また、国際基準への準拠のうち、速やかな対応が必要なものとして、自社開発ソフトウェアの取扱い、公的部門の分類基準、FISIMなどが挙げられる。</p>	<p>○ 内閣府は、おおむね5年間を計画期間とする現行の第1期基本計画期間内に実施する予定の施策については、引き続き2008SNAへの対応など現行の工程表に掲げる措置を着実に実施するとともに、現行の基本計画期間終了後に実施する予定の施策については、現行の基本計画の施策との整合性に十分留意しつつ、社会経済情勢の変化等を反映した新たな工程表の下で推進することについても検討する必要がある。</p> <p>○ また、内閣府は、施策の推進に当たっては、引き続き、オープンシステムへの移行を視野に入れながら、必要な体制の充実に努めるとともに、より具体的な議論を進める観点から、基礎統計(一次統計等)を所管する関係府省等との密接かつ円滑な協力関係の構築に努める必要がある。</p>

【別表】(平成24年度 統計法施行状況報告)

No	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
2 (p8)	第2 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 ア 推計枠組みに関する諸課題	○ 国民経済計算及び産業連関表(基本表)並びに一次統計の各作成部局の間で連携を図り、必要な検討・調整等を行う。第三者機関による検討としては、統計委員会国民経済計算部会の下に産業連関表に関する検討の場を設け、国民経済計算や他の一次統計に関する調査審議と連携しながら、産業連関表に関して基本計画に盛り込まれた事項をフォローアップするための調査審議を行う。	内閣府、産業連関表(基本表)作成府省庁、一次統計作成府省庁	平成21年度から検討する。		○ 平成21年度以降、内閣府及び経済産業省は、国民経済計算の推計に活用する経済センサス-活動調査における工業統計調査相当部分について意見交換を行ってきた。平成24年12月には、別途検討を行ってきた代替推計手法を組み合わせた上で、経済産業省から提供を受けた「平成24年経済センサス-活動調査」の数値を活用して製造業の出荷額、在庫増減額、中間投入額を推計し、平成23年度国民経済計算確報として、公表した。【内閣府及び経済産業省】 ○ 平成24年経済センサス-活動調査については、平成21年11月に要望書を提出し、22年7月に調査実施者から検討結果を聴取済み。【産業連関表作成府省庁】	実施済	-	○ 国民経済計算と一次統計の連携に係る行程表の作成が必要ではないが、
3 (p8)		○ 固定資本減耗の時価評価(現在は簿価評価)について、改定される純資本ストックと整合性を保ちながら、少なくとも大分類、製造業は中分類程度での推計値を得る。産業連関表(基本表)においても、その推計値に基づき導入を行う。	内閣府、産業連関表(基本表)作成府省庁	国民経済計算は次回(平成17年基準改定)の時、産業連関表(基本表)は次回作成時の実施を目指す。	実施済は妥当。	○ 国民経済計算における固定資本減耗の時価評価等については、統計委員会への諮問(平成21年4月)、同委員会国民経済計算部会での審議、同委員会からの答申(平成23年5月)を経て、平成17年基準改定時(平成23年12月～24年1月)に導入した。【内閣府】 ○ 平成23年度中の検討において、平成23年産業連関表から導入する方針を取りまとめ済み。【産業連関表作成府省庁】	実施済	-	
4 (p8)		○ 現在は参考系列になっているFISIMについて、精度検証のための検討を行い本系列へ移行する。なお、四半期推計への導入については、検討結果によっては、本系列への移行後においても、FISIM導入による影響を明記することや、その影響を分離した系列を合わせて公表するなど、利用者に対する十分な説明を行う。	内閣府	平成17年基準改定時に移行する。	実施済は妥当。	○ FISIMについては、平成17年基準改定時(平成23年12月～24年1月)に本系列へ移行した。移行に当たってはFISIMの影響について解説した資料も併せて公表した。四半期系列については、FISIM導入による影響を分離した系列(FISIM除くGDP等)も併せて公表することとした。	実施済	-	
5,6 (p10)		○ 自社開発ソフトウェアの固定資本としての計上について、諸外国と比較可能な計数の開発を行う。 ○ 一回だけ産出物を生産する育成資産の仕掛品在庫について、概念的な課題が指摘されている現行推計の改定を行う。	内閣府	平成17年基準改定時に実施する。	実施済は妥当。	○ 自社開発ソフトウェアを固定資本として計上する推計方法については、平成17年基準改定時(平成23年12月～24年1月)に導入した。 ○ また、同様に、育成資産の仕掛品在庫の推計方法についても、平成17年基準改定時(平成23年12月～24年1月)に変更した。	実施済	-	
7 (p10)		○ 公的部門の分類について、総務省を始め関係府省等の協力を得て、93SNAの改定で示された判断基準に即して格付けを見直すとともに、統一化を図る。	内閣府、産業連関表(基本表)作成府省庁	国民経済計算は平成17年基準改定時、産業連関表(基本表)は次回作成時に実施する。	実施済は妥当。	○ 国民経済計算における公的部門の格付けの見直しについては、平成17年基準改定時(平成23年12月～24年1月)に行った。【内閣府】 ○ 93SNA及び08SNAに準拠した我が国の国民経済計算の判断基準に即して、格付けの見直しを実施した。【産業連関表作成府省庁】	実施済	-	

No	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
8 (p10)	第2 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 ア 推計枠組みに関する諸課題	○ 制度部門別生産勘定及び所得の発生勘定の構築に向けて、基準年次推計の基準となる使用表、その付加価値部門、あるいは関連する付帯表(固定資本マトリックス)など、列部門を制度部門・産業部門のクロス分類として作成することの課題を検討する。	内閣府	平成17年基準改定の次の基準改定(以下「次々回基準改定」という。)時における導入を目指す。		○ 制度部門別生産勘定及び所得の発生勘定の作成は、府内に設けたPTを中心に検討した結果、基礎統計の制約から実施困難という結論を得た。	実施済	—	
9 (p10)		○ 93SNAの改定について可能な限り早期に対応する。	内閣府	次々回基準改定を待たずとも、可能なものから年次推計において対応する。	実施済は妥当(一部のみ)。	○ 93SNAの改定(2008SNA)への対応について、統計委員会国民経済計算部会において審議が実施され、一部の課題(公的部門分類、FISIM等)については平成17年基準改定時(平成23年12月～24年1月)に対応した。その他の課題(研究開発(R&D)の資本化等)についても府内に設けたPTを中心として検討を行った。また、検討を行うための新たな場として、有識者を招いた研究会を立ち上げた。	実施済(一部)及び実施可能(一部)	国民経済計算の次回基準改定(平成28年目途)に向けて検討を進めていく。	○ 2008SNAへの対応
10 (p10)	イ 基準年次推計に関する諸課題	○ 国民経済計算及び産業連関表(基本表)について、詳細な供給・使用表とX表(商品×商品表)からなる体系(SUT(Supply-Use Tables)/IOT(Input-Output Tables))に移行することについて検討する。	内閣府、産業連関表(基本表)作成府省庁	平成21年度から検討する。		○ 供給・使用表の作成に向けて、引き続き研究を進めているところであり、欧米諸国における推計方法や現行推計における課題、計数調整の方法等について、府内に設けたPTを中心として検討を行った。また、検討を行うための新たな場として、有識者を招いた研究会を立ち上げた。【内閣府】 ○ 統計委員会・第8回国民経済計算部会(平成22年6月11日)において、基本計画の記述について「供給表・使用表から機械的にX表を作成するという作成手順に関するものではなく、現実的な制約の中で、できる限り理想に近い表となるよう推計精度の向上に努める必要がある」との趣旨である旨の理解がなされたことを受け、その後、産業連関表の精度向上について、部門設定及び産業連関表作成の基礎資料を得るために行う統計調査の改善の観点から検討した。 平成24年度においては、これら検討を踏まえ、平成23年産業連関表における部門分類及び各部門の概念・定義・範囲を設定するとともに、各種統計調査を実施した。【産業連関表作成府省庁】	実施可能 実施済	国民経済計算の次回基準改定(平成28年目途)に向けて検討を進めていく。	○ マクロ統計の原因不明のギャップである、①SNAでの「統計上の不突合」、②国際収支表での「誤差脱漏」、及び③産業連関表での「分類不明」などを解消すべきではないか。SNAでは供給・使用表(SUT)を調整の場として不突合を解消できないか。
11 (p10)		○ 間接税及び補助金に関する基礎データ並びに各種一次統計における間接税の取扱いを再検討するとともに、基本価格表示による国民経済計算及び産業連関表(基本表)の作成に向けて検討する。	内閣府、産業連関表(基本表)作成府省庁、一次統計作成府省	国民経済計算は次々回基準改定に、産業連関表(基本表)は次回作成に間に合うよう検討する。		○ 国民経済計算において基本価格表示を導入するに当たっては、国民経済計算の基礎統計である産業連関表において基本価格表示を導入することが極めて重要であることから、産業連関表の状況を踏まえつつ、府内に設けたPTを中心として、引き続き検討を行った。【内閣府】 ○ 基本価格表示による産業連関表を作成するために必要となる間接税や補助金に関する詳細なデータを得ることができない状況であり、公表に耐え得る精度の表の作成が極めて困難であることから、平成23年産業連関表での対応は見送る。 ○ 次回表(平成27年産業連関表を予定)において、データの整備状況等を踏まえ、改めて検討することとする。【以上産業連関表作成府省庁】	継続実施	—	○ 2015年産業連関表作成の際には消費税率の引き上げと複数税率化が実施されているとすれば、基本価格による産業連関表とSNA推計が必要になり、それをどう進めていくかという議論が必要ではないか。
12 (p12)		○ 生産構造及び中間投入構造をより正確に把握する方法について検討し、把握に当たっては、報告者の負担が増大しないよう、米国経済センサスも参考にしつつ、産業別に調査票を設計する。また、産業・商品(生産物)分類体系及び経済センサスとの連携の下で、産業連関表(基本表)及び供給・使用表の作表における精度向上を図る。	総務省、経済産業省、内閣府、産業連関表(基本表)作成府省庁	平成21年度から検討する。		○ 国民経済計算において生産構造及び中間投入構造をより正確に把握する方法については、供給・使用表における検作業の中で合わせて取り扱っており、欧米諸国における推計方法や現行推計における課題、計数調整の方法等について、府内に設けたPTを中心として検討を行った。また、検討を行うための新たな場として、有識者を招いた研究会を立ち上げた。【内閣府】 ○ 平成23年度までに、 ① 生産額等が相当の規模を有する部門における生産物の種類及び投入構造等の確認、当該確認結果に基づく独立した部門の設定の検討 ② サービス部門を広く対象にして行う「サービス産業・非営利団体等投入調査」、企業の管理経費の内訳を把握するために行う「企業の管理活動等に関する実態調査」及び産出構造の把握の検討に資することを目的として試行的に行う「商品・サービス等の販売先に関する実態調査」(いずれの調査も総務省が実施)の実施計画についての検討を行った。 平成24年度においては、これら検討を踏まえ、平成23年産業連関表における部門分類及び各部門の概念・定義・範囲を設定するとともに、各種統計調査を実施した。【産業連関表作成府省庁】	実施可能 実施済	国民経済計算の次回基準改定(平成28年目途)に向けて検討を進めていく。	

No	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
13 (p12)	第2 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 ウ 年次推計に関する諸課題	○ 年次SUT/IOTの下で、支出面及び生産面からの測定値の調整・検討を行うことができるよう、その枠組みを構築する。	内閣府	次々回基準改定までに導入する。		○ 供給・使用表の作成に向けて、引き続き研究を進めているところであり、欧米諸国における推計方法や現行推計における課題、計数調整の方法等について、府内に設けたPTを中心として検討を行った。また、検討を行うための新たな場として、有識者を招いた研究会を立ち上げた。	実施可能	国民経済計算の次回基準改定(平成28年目途)に向けて、結論を得るべく検討を進めていく。	○ マクロ統計の原因不明のギャップである、①SNAでの「統計上の不整合」、②国際収支表での「誤差脱漏」、及び③産業連関表での「分類不明」などを解消すべきではないか。SNAでは供給・使用表(SUT)を調整の場として不整合を解消できないか。
14 (p12)		○ 制度部門別生産勘定及び所得の発生勘定の作成とともに所得面からの推計によるGDPを開発し、支出、生産及び所得の三面からの推計による精度検証を行う。	内閣府	次々回基準改定における導入を目指す。		○ 制度部門別生産勘定及び所得の発生勘定の作成は、府内に設けたPTを中心に検討した結果、基礎統計の制約から実施困難という結論を得た。 所得面からのGDP推計について、欧米諸国の事例等について調査を行うなど、府内に設けたPTを中心として、検討を行った。所得面における営業余剰の推計等の課題についても検討を行った。また、検討を行うための新たな場として、有識者を招いた研究会を立ち上げた。	実施困難(一部)及び実施可能(一部)	所得面からのGDP推計については、国民経済計算の次回基準改定(平成28年目途)に向けて、結論を得るべく検討を進めていく。	
15 (p12)		○ 国民経済計算の年次産業連関表と産業連関表(延長表)について、産業・商品(生産物)分類における統合の検討とともに、国内生産額、最終需要など共通項目部分に関する測定方法や基礎統計の差異の検討を行った上で、整合性の確保を行う。次々回基準改定以降も更なる整合性確保に向けた検討を継続する。	内閣府、経済産業省	次々回基準改定までに段階的検討を行う。	実施済は妥当(一部のみ)。	○ 平成22年度に実施した調査研究事業で平成12年基準の国民経済計算の年次産業連関表と産業連関表(延長表)を比較した結果示された検討課題について、平成17年基準の延長産業連関表において改善された国内生産額及び家計消費支出や国内総固定資本形成などの最終需要部門の推計方法などについて再整理を行った。【経済産業省】 ○ 上記調査研究事業における国民経済計算の年次産業連関表と産業連関表(延長表)の整合性確保に関する検討結果も踏まえた平成17年基準の国民経済計算の年次産業連関表を平成25年3月に公表した。【内閣府】	実施可能(一部)及び実施済(一部)	○ 平成25年3月に公表された平成17年基準の国民経済計算の年次産業連関表を用いて、産業連関表(延長表)と国民経済計算の年次産業連関表との比較検証を行うとともに、平成22年度に実施した外部有識者による研究会における平成12年基準での比較検証結果とより整合性確保の検討を行う。 ○ 国民経済計算の年次産業連関表と産業連関表(延長表)で推計の原理がそもそも異なる部分や部門概念が異なる部分等について検討を行う。	○ 加工統計における複数府省の共同作業の推進(データベースの共有、年次の産業連関表関連作業等)が必要ではないか。
16 (p14)		○ コモ法における商品の需要先への配分は、建設部門向け中間消費、その他部門向け中間消費、家計消費、固定資本形成に限られている。その他部門向け中間消費は、現在、集計ベクトルにより単純化されているが、産業別生産額や中間投入の変動を反映することにより、中間消費構造の変化と連動できるようにする。また、最終需要項目についても、人的推計法(需要側)と物的接近法(供給側)を有効に組み合わせることにより、費目及び部門の様々な情報を反映させ、精度向上を図る。	内閣府	平成17年基準改定時から段階的に導入し、次々回基準改定時までに実施する。	実施済は妥当(一部のみ)。	○ 中間消費や最終需要項目への配分方法の改善による精度向上については、供給・使用表における検討作業の中で合わせて取り扱っており、欧米諸国における推計方法や現行推計における課題、計数調整の方法等について府内に設けたPTを中心として検討を行った。また、検討を行うための新たな場として、有識者を招いた研究会を立ち上げた。	実施済(一部)及び実施可能(一部)	国民経済計算の次回基準改定(平成28年目途)に向けて、結論を得るべく検討を進めていく。	
17 (p14)		○ コモ法の商品分類は、今後改定が予定される日本標準商品分類との整合性の確保を図る。建設部門を特別に取り扱う必要はもはや見出せないことから、いわゆる建設コモを廃止し、コモ法における一つの商品としてそれぞれの建設部門の産出額を推計する方法を構築する。現在、市場生産活動の生産物のみとなっているコモ法の推計対象を、非市場産出まで拡張する。	内閣府	平成17年基準改定時から段階的に導入し、次々回基準改定時までに実施する。	実施済は妥当(一部のみ)。	○ 建設部門の推計については、いわゆる建設コモ法の課題の整理を行っているところであり、府内に設けたPTを中心として、検討を行った。 コモ法の推計対象を非市場産出まで拡張する上での課題の整理を行っているところであり、府内に設けたPTを中心として、検討を行った。 また、これらの検討を行うための新たな場として、有識者を招いた研究会を立ち上げた。	実施済(一部)及び実施可能(一部)	国民経済計算の次回基準改定(平成28年目途)に向けて、結論を得るべく検討を進めていく。	

No	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
18 (p14)	第2 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 ウ 年次推計に関する諸課題	○ 関係府省等の協力を得て、月次のサービス産業動向調査ではとらえきれない中間投入構造などのより詳細な経理項目の把握に資する基礎統計の整備、流通在庫など在庫推計のための基礎統計の整備、コモ法における商品別配分比率の推計のための基礎統計の整備、個人企業の活動把握などに資する基礎統計の整備、企業統計を事業所単位に変換するコンバーターの在り方、労働生産性及び全要素生産性指標の整備に向けた基礎統計の課題などについて、具体的な結論を得る。	内閣府	平成17年基準改定までに結論を得る。	次年度以降の審議対象とする。	○ 平成23年度までに、各課題について、国民経済計算における位置付けや既存の一次統計等の概要と課題について、関係省庁の協力を得て、整理を行った。平成24年度においては、整理した課題について、関係省庁とともに議論を行った。 具体的な課題は以下の通り。 ① より詳細な経理項目の把握に資する基礎統計の整備については、「主にサービス業などの業種について、既存の基礎統計の調査項目では把握できない「費用」やその内訳を、毎年把握できるようにすること」が課題 ② 流通在庫など在庫推計のための基礎統計の整備については、基礎統計において品目分類の細分化がなされることがSNA推計上の課題(当該基礎統計における調査客体の負担増等に留意する必要がある。) ③ コモ法における商品別配分比率の推計のための基礎統計の整備については、「毎年、商品ごとに中間消費、家計消費、固定資本形成等へ、どの程度の割合で配分されているのか特定できる基礎統計を整備すること」が課題(しかしながら、基礎統計による年次ベースでの配分比率の捕捉は困難な状況) ④ 個人企業の活動把握などに資する基礎統計の整備については、個人企業経済調査の「対象業種の拡大」や「サンプル数の増加」が課題 ⑤ 企業統計を事業所単位に変換するコンバーターの在り方については、アメリカで用いられているコンバータがSNA統計の推計方法としての質を担保できるかどうか検討し、必要があれば別途独自の交換手法を開発することが課題(基礎統計の課題より、むしろSNA推計手法の課題) ⑥ 労働生産性及び全要素生産性指標の整備については、個人事業者等についての「仕事ベース」の労働時間を捕捉する基礎統計の整備が課題(しかしながら、個人事業主等の実態は捕捉が困難)	実施済	－	○ 国民経済計算と一次統計の連携に係る行程表の作成が必要ではないか。
19 (p14)		○ 関係府省等の協力を得て、デフレーターとして本来必要とする価格(生産者価格、基本価格、購入者価格等)の概念と、利用する価格指数の概念について整合性を検討し、また、長期週及推計についても検討する。	内閣府	平成21年度から検討する。	次年度以降の審議対象とする。	○ 前年度に引き続き日本銀行の協力を得て、「企業物価指数(2010年基準)改定結果を踏まえ、品目ごとの物価指数との対応関係のチェック等を通じてデフレーター推計の精度向上を図るなど、価格指数と概念の整合性に関して検討し、四半期別GDP速報値(平成24年4-6月期1次)より、反映した。 また、長期週及改定については、平成21年度に平成12年基準指数について、昭和55年まで遡って推計を行った。平成23年度においては、平成17年基準改定時(平成23年12月～24年1月)に、平成12年に遡って改定するとともに、特にニーズの高い支出系列(QE公表系列)については、平成6年に遡って改定を実施した。平成24年度においては、原則全ての系列について平成6年まで長期週及を行うべく、検討・推計作業を進めているところ。なお、現在公表している経済活動別付加価値の数値表においては、経済活動分類が平成16年と平成17年の間で断絶している点については、長期週及の際に併せて、平成6年から平成16年の期間について、新分類に基づく推計を行う方針である。	実施済(一部)及び実施予定(一部)	長期週及推計については、平成25年夏頃を目途に公表する予定。	
20 (p16)	エ 四半期推計に関する諸課題	○ 国民経済計算の改定要因を実証的に詳細に分析する、いわゆる「リビジョンスタディ」を早急を実施して、改定幅の大きさの評価やその原因究明を図る。	内閣府	平成21年度に実施する。	実施済は妥当。	○ 平成21年度において、項目別に1次QEからの改定状況を分析し、改定の大きな項目を特定するとともに、関係する基礎統計の動向を分析し、その結果を取りまとめたところ。これを踏まえ、平成22年度において、民間企業設備の推計方法の見直しを行った。			
21 (p16)		○ 関係府省等の協力を得て、季節調整の手法と年次計数の四半期分割方法について、様々な手法の長所及び短所を検討する。	内閣府	平成22年度末まで1年から2年程度かけて望ましい手法について結論を得る。	次年度以降の審議対象とする。	○ 平成21年度に季節調整について、月次単位で行うことや、項目を細分化するという手法について検討を行った。 世界同時不況の影響による平成20年秋以降の変動に対して、平成22年2月には財の輸出入、平成22年12月には国内家計最終消費支出や民間在庫品増加の一部等について、各種ゲームを設定した。 四半期分割方法については、平成22年度に家計最終消費支出及び民間企業設備の系列、平成23年度に出荷系列に対して比例デントン法を導入した。	実施済	－	
22 (p16)		○ 四半期推計に用いる一次統計(家計調査、四半期別法人企業統計等)には、標本替え等に伴う計数の振れがあり、これが四半期推計の振れをもたらしている一因とみられる。関係府省等の協力を得て、一次統計の誤差の処理について検討し、可能なものから実施する。	内閣府	平成21年度に検討する。	次年度以降の審議対象とする。	○ 平成21年度において、民間企業設備に関する需要側統計と供給側統計の季節調整系列の相関を比較したところ、不規則変動成分の除去による平滑化によって、相関係数が上昇する結果が得られた。これを踏まえ、平成22年度において、民間企業設備の推計方法について、1次QEにおいては利用できない需要側基礎統計の「仮置き値」を供給側基礎統計のトレンド・サイクル成分の動きにより作成する方法に改善し、1次QEから2次QEへの改定幅の縮小を図った。また、金融業・保険業の民間企業設備の需要側基礎統計について、より標本数が充実している法人企業統計を活用することとした。	実施済	－	○ 国民経済計算と一次統計の連携に係る行程表の作成が必要ではないか。

No	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
23 (p16)	第2 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 エ 四半期推計に関する諸課題	○ 四半期推計に利用する基礎統計の最適な選択(需要側推計値と供給側推計値を統合する際のウェイトの選択を含む。)について検討する。	内閣府	平成21年度に検討する。	次年度以降の審議対象とする。	○ 平成21年度において、需要側推計値と供給側推計値を統合する際のウェイトの選択について、従来の標本誤差に基づく統合ウェイトの算出方法に加え、過去の時系列の計数に基づく算出方法についても検討を行った結果、民間企業設備については従来より供給側のウェイトが大きくなる傾向がみられた。基礎統計の選択に当たっては様々な考え方があることから、これらの結果を踏まえ、平成22年度において、民間企業設備の推計方法について、金融業・保険業の民間企業設備の需要側基礎統計について、より標本数が充実している法人企業統計を活用することとした。	実施済	—	○ 国民経済計算と一次統計の連携に係る行程表の作成が必要ではないか。
24 (p16)		○ 関係府省等の協力を得て、長期的な取組として、四半期推計と年次推計の推計方式を総合的に検討し、最適な推計システムを定めることを検討する。具体的には、①四半期推計と年次推計に用いる基礎統計間の関係の整理(工業統計調査と経済産業省生産動態統計のかけ離縮小等)、②基礎統計の定義・概念と国民経済計算における定義・概念の対応の整理、③基礎統計の拡充、④行政記録情報の活用等の課題について検討する。	内閣府	平成21年度から順次検討する。	次年度以降の審議対象とする。	○ 平成21年度以降、経済センサスに伴う推計方法の見直しの中で、基礎統計(工業統計と経済産業省生産動態統計)それぞれに基づく推計値の比較を行った。具体的には出荷と産出の概念の違いによる推計方法への影響など基礎統計間の関係や基礎統計とSNA概念との対応を整理した。また、中間投入比率について法人企業統計を利用した推計方法を開発するなどの拡充を図るとともに業界統計等の活用についても府内に設けたPTを中心に検討した。 平成24年12月には、上記のように検討を行ってきた代替推計手法を組み合わせながら、経済産業省から提供を受けた「平成24年経済センサス活動調査」の数値を活用して製造業の出荷額、在庫増減額、中間投入額を推計し、平成23年度国民経済計算確報として、公表した。	実施済	—	○ 国民経済計算と一次統計の連携に係る行程表の作成が必要ではないか。
25 (p16)		○ 内閣府は、四半期推計で用いている経済産業省生産動態統計の使用法を再検討する。また、経済産業省は、経済産業省生産動態統計と工業統計調査を結合した、より詳細なデータの提供など、推計の高度化に資する協力を行う。	内閣府、経済産業省	平成21年度に実施する。	次年度以降の審議対象とする。	○ 平成21年度以降、経済産業省から提供を受けたデータをもとに、工業統計と経済産業省生産動態統計それぞれに基づく推計値の比較を行い、経済センサスに伴う推計方法の見直しの中で、両統計の適切な使用方法について、府内に設けたPTを中心として検討を行った。 平成24年12月には、上記のように検討を行ってきた代替推計手法を組み合わせながら、経済産業省から提供を受けた「平成24年経済センサス活動調査」の数値を活用して製造業の出荷額、在庫増減額、中間投入額を推計し、平成23年度国民経済計算確報として、公表した。【内閣府】 ○ 経済センサス実施に伴う国民経済計算の推計方法見直しのため、経済産業省生産動態統計調査について内閣府から要望のあった平成22年～23年の個票データの提供を行った。【経済産業省】	実施済	—	
26 (p18)		○ ①四半期推計で提供される情報の充実(配分面の情報の充実等)、②長期時系列計数の提供等利用者の要望が多い点に関して、検討を開始する。	内閣府	平成21年度から検討する。	次年度以降の審議対象とする(②について)。	○ ①については、欧米諸国における推計方法等の研究を行うとともに、我が国における推計可能性について検討を実施している。所得面における営業余剰の推計等の課題についても、府内に設けたPTを中心として検討を行った。また、検討を行うための新たな場として、有識者を招いた研究会を立ち上げた。 ○ ②の長期週及改定については、平成21年度に平成12年基準計数について、昭和55年まで遡って推計を行った。平成23年度においては、平成17年基準改定時(平成23年12月～24年1月)に、平成12年に遡って改定するとともに、特にニーズの高い支出系列(QE公表系列)については、平成6年に遡って改定を実施した。平成24年度においては、原則全ての系列について平成6年まで長期週及を行うべく、検討・推計作業を進めているところ。なお、現在公表している経済活動別付加価値の計数表において、経済活動分類が平成16年と平成17年の間で断絶している点については、長期週及の際に併せて、平成6年から平成16年の期間について、新分類に基づく推計を行う方針である。	実施可能(一部)及び実施済(一部)及び実施予定(一部)	①は、国民経済計算の次回基準改定(平成28年目途)に向けて検討を進めていく。②は、平成25年夏頃を目途に公表する予定。	
27 (p18)		○ 内閣府等と協力し、四半期推計の精度向上に資するよう家計消費状況調査の調査項目を拡充し、単身世帯も含め、十分な調査世帯標本数を確保することを検討する。	総務省	平成25年度までに結論を得る。		○ 現状の調査世帯数や調査項目について内閣府(経済社会総合研究所)及び日本銀行から意見を聴取したところであり、調査項目の拡充及び調査世帯標本数の見直しについて、予算措置等を含め、所要の検討を行っているところ。	実施予定	平成25年度までに結論を得る予定。	○ 国民経済計算と一次統計の連携に係る行程表の作成が必要ではないか。
28 (p18)		○ 四半期別法人企業統計調査の資本金1,000万円から2,000万円までの標本抽出方法の見直し(売上高で細分化して層化抽出を行う等)を検討する。	財務省	平成25年度までに結論を得る。		○ 売上高で細分化して層化抽出を行うためには、母集団名簿に売上高に関する情報が含まれている必要がある。しかしながら、法人企業統計調査で現在使用している母集団名簿には、売上高に関する情報は含まれていない。このため、ビジネスレジスターに経済センサス活動調査(確報)情報の収録後以降に検討を開始する予定である。	実施可能	ビジネスレジスターの母集団情報の活用の可能性について、有識者を変え、統計の継続性や有効性等を検討する。	

No	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
29 (p18)	第2 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 エ 四半期推計に関する諸課題	○ 公共事業予算の執行状況に関する統計について、「中央政府」だけでなく「地方政府」分も含めた整備を検討する。	財務省、総務省、内閣府	平成25年度までに結論を得る。	実施困難は妥当。	○ 関係府省間で統計の整備について検討を行ってきたところである。 中央政府における公共事業予算の執行状況に関しては、特定の経費について各府省から執行状況の報告を受けているものの、これは、事業の性格上、施行調整（促進又は抑制）になじみやすい経費を指定してその執行状況を把握するためのものであり、全ての公共事業予算を対象とするものではなく、また、月次や四半期等定期的に公表を行う趣旨のものでもない。よって、当該目的以外での調査要請に対応することは困難である。 また、地方政府における公共事業予算の執行状況に関しては、中央政府における状況に加え、地方公共団体数が1,789と非常に多く、その全ての地方公共団体から定期的に情報を集約し公表することは、容易に実現しえるものではない。また、地方公共団体における事務負担の観点からも困難と考えられる。 上記のように、非常に整備の困難な当該統計を整備する必要性について、具体的かつ広範なニーズについても見受けられないことから、整備困難との結論に至ったものである。			
30 (p18)		○ 政府最終消費の中の雇用者報酬を推計するために、四半期別の公務員数、賃金の情報が必要である。「中央政府」分については、内閣府が関係府省等の協力を得て、行政記録情報の活用による把握を検討する。「地方政府」分の把握については、内閣府が関係府省の協力を得て検討する。	内閣府	平成25年度までに結論を得る。		○ 政府最終消費の中の雇用者報酬の推計において、行政記録情報の活用による把握等について関係府庁と検討を行ったところであるが、QE推計に用いることができる四半期別の人員・賃金単価に関する情報がないことが確認されたため実施は困難との結論を得た。	実施済	—	
31 (p18)		○ 生産面からの四半期推計を検討するとともに、当面は、四半期推計を行うためにより有用な基礎情報をどのように確保するかについて、サービス産業動向調査を中心として検討する。	内閣府	平成22年以降、順次検討する。		○ 生産面からの四半期推計については、府内に設けたPTを中心として検討を行った。また、検討を行うための新たな場として、有識者を招いた研究会を立ち上げた。 四半期推計におけるサービス産業動向調査の活用に向けて、平成25年1月の同調査の見直しを踏まえ、総務省と連携しつつ、検討を進めた。	実施可能	生産面からの四半期推計については国民経済計算の次回基準改定（平成28年目途）に向けて検討を進めていく。四半期推計におけるサービス産業動向調査の活用については、平成25年1月の同調査の見直しを踏まえ、総務省と連携しつつ、引き続き検討を進める。	○ 国民経済計算と一次統計の連携に係る行程表の作成が必要ではない。
32 (p20)		○ 毎月勤労統計調査について、①常用労働者が5人から29人の事業所の調査における標本替えの工夫による所定内給与等の断層の解消、②離職事由を「解雇、退職」、「転勤」等に分離すること等による企業の退職者比率の把握、③退職金の調査を検討する。	厚生労働省	平成25年度までに結論を得る。	次年度以降の審議対象とする（②、③について）。	① 標本替えを工夫するには、標本替えの頻度を増やすか、調査継続期間を延長する必要があるが、その場合、調査経由機関の都道府県や調査対象者に負担が強くなることとなる。このため、推計方法の工夫として、調査対象者や都道府県に極力負担をかけずに改善が図れる方策について、有識者の検討会において検討を行った。 ② 退職者比率の把握については、平成2年の毎月勤労統計調査の改正において新たにパートタイム労働者について調査を行うこととした際に調査負担に配慮して廃止した経緯があり、現時点でもパートタイム労働者の把握は退職者の把握より重要であると考え、毎月勤労統計調査において、退職者の把握は予定していない。なお、関係統計の調査項目のスクラップ&ビルドの観点で見直しを進めた結果、雇用動向調査において、四半期別の離職者数を把握することし、平成23年度調査から実施している。 ③ 退職金は、退職時の事業所から支払われるものとは限らず、支払い形態も複雑であることから、毎月勤労統計調査において、毎月、事業所に対して調査することは困難であるため、退職金についての調査は予定していない。	①実施予定 ②実施済 ③実施済	①当該検討会の報告書の内容を踏まえ、平成25年度中に結論を得る予定。	○ 国民経済計算と一次統計の連携に係る行程表の作成が必要ではない。
33 (p20)		○ 関係府省等の協力を得て、行政記録情報の活用等によって、雇用者報酬以外の分配面からの四半期推計を行うことを検討する。	内閣府	平成25年度までに結論を得る。		○ 分配面からの四半期推計については、欧米諸国における推計方法等の研究を行うとともに、我が国における行政記録情報の活用等基礎資料の利用可能性について、府内に設けたPTを中心として検討を行った。また、検討を行うための新たな場として、有識者を招いた研究会を立ち上げた。	実施予定	平成25年度までに結論を得るべく検討を進めていく。	

No	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
124 (p46)	第3 1 効率的な統計作成 (1) 行政記録情報等の活用 イ 各府省の取組	○ 国民経済計算について、3年間、研究者や中核的職員を集中的に投入し、情報源や指標の利用可能性の検討、推計方法の抜本的見直し、システム開発を行う。	内閣府	平成21年度から検討する。	次年度以降の審議対象とする。	○ 国民経済計算関連について、基本計画の諸課題に対応するため、外部の研究者の協力を得るとともに、25年度の定員に関しては2名の増員を行ったところである。引き続き、研究者や中核的職員を集中的に投入し、推計方法の抜本的見直し、システム開発を行っていく。	実施済	—	○ SNAの適及推計は、拡大する体系と複雑化する計算過程の下で、適及改定(早期適及、長期適及)を速やかに行えるようシステムの抜本的改善が必要ではないか。
167 (p70)	5 その他 (2) 研究開発の推進 (情報通信技術の活用等)と学会等との連携強化	○ 経済産業省、日本銀行、大学、統計関連学会等の協力も得て、加工統計の処理のための共同研究体を形成し、国民経済計算等の加工統計の作成方法など、高度な情報通信技術の活用による様々な加工統計作成や統計の高度活用のための研究開発を推進する。	内閣府	平成21年度から実施する。		○ 内閣府経済社会総合研究所や東京工業大学などによるワークショップ『統計加工・集計の新たな手法と設計について』SNA統計の事例を中心に』の開催(平成22年4月開催)等、これまでに得られた知見等を元に、引き続き推計業務の効率向上に向けた研究開発等を進めている。	継続実施	—	

【別表(関連事項)】(平成24年度 統計法施行状況報告)

No	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
93 (p36)	第2 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (7) グローバル化の進展に対応した統計の整備	○ 所管の行政記録情報である輸出・輸入申告書の貿易形態別の一部の情報(委託加工など)を貿易統計に反映させることを検討する。	財務省	平成21年度から検討する。		○ 2008SNAにおいて加工用の財貨の取扱いの変更が求められていることを踏まえ、今後の対応について内閣府等と協議を行った。この協議を踏まえ、2008SNAにおける加工用の財貨の取扱いの変更にかかる検討のために関連データを内閣府に提供した。	実施予定	今後も、引き続き、提供していく予定。	
194 (p84)	別紙 3 将来の基幹統計化について検討する統計	【産業連関表(延長表)(加)】 一次統計の整備及び推計手法の高度化によって、精度向上が図られれば、基幹統計化を検討する。	経済産業省	平成24年度までに結論を得る。		○ 延長表の基幹統計化に向けた「延長表の精度向上」については、前年度に引き続き、平成22年度に実施した有識者による調査研究や内部の勉強会で得られた情報を基に、サービス部門を中心に付加価値部門の推計について、推計方法の見直しを行うなど精度向上を図った。 基幹統計化に向けては、基幹統計の要件(統計法第2条第4項第3号)に照らし合わせ、延長産業連関表の基幹統計化に向けての現状整理を行った。	実施可能	○ 延長表単独の精度向上や基幹統計化に向けた適合条件の整理への取組は進んだものの、延長表の精度向上の判断をするためにも、平成17年基準での国民経済計算の年次産業連関表との比較検証作業が必要であり、平成12年基準のデータで実施した比較検証に加え、平成17年基準の国民経済計算の年次産業連関表についても比較検証作業を追加実施するとともに、基幹統計化に向けて整理を行う。 ○ 国民経済計算の年次産業連関表との整合性の確保に向けて産業構造の変化を取り込み、バランス調整における確定部門情報の追加など、精度向上に向けて推計方法の改善を行う。	

注) 斜体部分は、平成23年度統計法施行状況報告において報告された内容

第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策
 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項
 (5) 財政統計の整備

【本文】	
ア 現状・課題等	イ 取組の方向性
膨大な政府債務残高を抱える中で、政府部門の規模や活動状況を的確に映し出す財政統計の整備は重要な課題である。財政分野の統計の多くは年度データであるため、四半期別GDP(国内総生産)速報等の四半期あるいは月次単位のデータに対するニーズに十分には応えられていないほか、公表時期の早期化が期待されている。 また、IMF(国際通貨基金)やOECD等の国際機関からは、国際的な比較可能性を有する財政統計の作成・整備が要請されているが、我が国ではまだ十分に対応できていない。	四半期や月次の財政統計の整備に当たっては、公共事業予算の執行状況や公務員の雇用者報酬の把握が必要であり、国民経済計算の四半期推計に関する課題と併せて検討する。 また、国際的な比較が可能な政府財政統計に関しては、主要項目についての推計及び公表に取り組む。

【別表】(平成24年度 統計法施行状況報告)

No	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
43 (p26)	第2 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (5) 財政統計の整備	○ 政府財政統計について、総務省始め関係府省等の協力を得て、主要項目の推計及び公表に取り組む。	内閣府	平成17年基準改定時を目的に実施する。	実施済は妥当。	○ 政府財政統計について、平成17年基準改定時(平成23年12月～24年1月)に主要項目の推計及び公表を行った。			
44 (p26)	第2 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (5) 財政統計の整備	○ 資本ストック、金融勘定で未推計となっている項目について、関係府省等の協力を得つつ、推計方法を検討し、推計及び公表することについて結論を得る。	内閣府	平成25年度までを目的に実施する。		○ 現在の我が国の国民経済計算において資本ストック、金融勘定で未推計となっている項目について、格付の整理や恒久棚卸法による対応可能性の検討を引き続き実施した。	実施予定	平成25年度末までに、現行の我が国の国民経済計算の拡張として対応可能な範囲およびその試算値等を整理し、次回基準改定(平成28年10月)での対応方針について結論を得る予定。	
45 (p26)	第2 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (5) 財政統計の整備	○ 総務省始め関係府省等の協力を得て、「中央政府」の項目については、現在の国民経済計算推計作業で収集しているデータをCOFOG(政府支出の機能別分類)の2桁分類に分類し、「地方政府」の項目については、地方財政状況調査の分類と対応が取れる項目の整備や、対応が取れない項目の推計方法について検討し、COFOGの2桁分類による政府支出推計を行う。	内閣府	平成17年基準改定時を目的に実施する。	実施済は妥当。	○ 政府支出推計については、平成17年基準改定時(平成23年12月～24年1月)に、COFOGの分類により公表を行った。			

注) 斜体部分は、平成23年度統計法施行状況報告において報告された内容

第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策
 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項
 (6) スtock統計の整備

【本文】	
ア 現状・課題等	イ 取組の方向性
<p>国民貸借対照表、民間企業資本ストック等のStock統計については、昭和45年を最後に国富調査を実施していない中で、現行の推計方法の改善が指摘されてきた。そうした中、近年、OECDは資本測定に関する標準的な手法を大幅に改定してきているが、我が国ではその対応も不十分であることからStock統計の国際比較も困難との指摘もある。このため、推計方法について抜本的な再構築を行うとともに、所要の基礎統計の整備を行う必要がある。</p>	<p>資本Stockについては、恒久棚卸法を中心とする標準的な手法により、フロー(投資額)と整合的な統計を体系的に整備し、資産別及び産業別の推計を実施する。また、設備投資構造のより詳細な把握が可能となるよう既存の一次統計を見直すとともに、除却・償却分布の資産別把握について行政記録情報等や民間データの活用を含め調査研究を実施する。さらに、恒久棚卸法を補完する方法として、物的接近法などによる推計を活用し、その精度を相互に比較する。</p>

【別表】(平成24年度 統計法施行状況報告)

No	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通の視点等を勘案して確認・留意すべき点等
46 (p26)	第2 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (6) Stock統計の整備	○ 恒久棚卸法を中心とする標準的な手法によってフロー(投資)量と整合的なStock量の測定を行う。その体系的整備として、行部門に詳細な資産分類、列部門に制度部門別産業別分類を持つ、統一された方法論に基づく時系列「固定資本ストックマトリックス」及びそのための設備投資系列を体系的に描写する「固定資本マトリックス」の開発を実施する。また、これと整合的に固定資本減耗の改定も行う。	内閣府	平成17年基準改定時の導入を目指す。	実施済は妥当。	○ 恒久棚卸法等によるStock推計については、平成17年基準改定時(平成23年12月～24年1月)に導入し、公表した。併せて、固定資本マトリックス、固定資本ストックマトリックスの開発を行い、この結果についても公表した。 また、固定資本減耗についてもStock推計の見直しと整合的な時価評価によるものに改めた。			
47 (p26)		○ 93SNAの改定に対応した資本サービス投入量を開発し導入する。	内閣府	次々回基準改定時に導入する。		○ 2008SNAに対応した資本サービス投入量については、次回基準改定(平成28年目途)に向け、府内に設けたPTを中心として検討を行った。また、検討を行うための新たな場として、有識者を招いた研究会を立ち上げた。	実施可能	国民経済計算の次回基準改定(平成28年目途)に向けて、結論を得るべく検討を進めていく。	○ 2008SNAへの対応
48 (p26)		○ 既存の統計や行政記録情報等から建築物Stock全体を推計する加工統計を整備する。	国土交通省	平成21年度から実施する。	実施済は妥当。	○ 平成21年度に取りまとめた建築物Stock統計検討会報告書に基づき、平成22年7月に、建築物Stock統計の試算値(平成22年1月1日現在)を算出し公表。引き続き、平成23年10月に推計値(平成23年1月1日現在)の公表を行ったところであり、更に平成24年1月1日現在の推計値の算出とその公表に向けて、作業を進めている。			
49 (p26)		○ 上記加工統計を基に物的接近法による金額評価の推計を行うとともに、恒久棚卸法と方法論的に共通する部分については整合性を確保し、その上で両推計法による値について相互の精度検証を行う。	内閣府	次々回基準改定時に実施する。		○ 恒久棚卸法と方法論的に共通する部分について整合性を確保するため、平成22年度より公表された建築物Stock統計の推計結果について、府内に設けたPTを中心として、検討を行った。	実施可能	国民経済計算の次回基準改定(平成28年目途)に向けて、結論を得るべく検討を進めていく。	
50 (p26)		○ 固定資本マトリックスの基礎統計の整備のため、民間企業投資・除却調査(うち投資調査)において、資産別構造、自己所有資産における大規模修繕や改修など設備投資の構造についてより詳細な把握を行う。	内閣府	平成17年基準改定時に実施する。	実施済は妥当。	○ 設備投資の構造については、民間企業投資・除却調査を活用した詳細把握を行い、平成17年基準改定(平成23年12月～24年1月)における推計に反映し公表した。			
51 (p26)		○ 生産的資本Stock及び純資本Stockの測定に不可欠な資産別経齡プロフィール(経齡的な効率性及び価格変化の分布)を推計するため、民間企業投資・除却調査(うち除却調査)の調査結果の蓄積、行政記録情報等や民間データなどの活用を含め調査研究を実施する。	内閣府	平成17年基準改定時に実施する。	実施済は妥当。	○ 民間企業投資・除却調査結果の蓄積に基づいた資産別経齡プロフィールの推計については、調査研究(平成21年4月～23年12月)を行い、平成17年基準改定(平成23年12月～24年1月)における推計に反映し公表した。			
52 (p26)		○ 関係府省等の協力を得て、国富調査による既取得資産の(取得年別)設備投資調査に対する社会的ニーズの評価と実施の可能性に関して検討する。	内閣府	次々回基準改定時まで結論を得る。		○ 既取得資産の設備投資調査の必要性や社会的ニーズの評価及び国富調査の実施可能性については、府内に設けたPTを中心として、検討を行った。	実施可能	国民経済計算の次回基準改定(平成28年目途)に向けて、結論を得るべく検討を進めていく。	○ 我が国の国富統計は1970年を最後に作成されておらず、その後のStock統計の精度を確かめられない。国富統計の作成は困難ではあるが、基本計画に記述すべきかどうかも含めて、整理しておくことが重要ではないか。
53 (p26)		○ 関係府省等の協力を得て、企業と事業所の変換、より直接的な活動分類への調査法など、資産取得主体としての経済活動を適切に分類するための手法について検討する。	内閣府	次々回基準改定時まで結論を得る。		○ 企業と事業所の変換、より直接的な活動分類への調査法など、資産取得主体としての経済活動を適切に分類するための手法については、府内に設けたPTを中心として、引き続き検討を行った。	実施可能	国民経済計算の次回基準改定(平成28年目途)に向けて、結論を得るべく検討を進めていく。	

注) 斜体部分は、平成23年度統計法施行状況報告において報告された内容

第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策
 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項
 (1) サービス活動に係る統計の整備

【本文】	【今後の施策の方向性等についての基本的な考え方】 (平成23年度統計法施行状況に関する審議結果報告書)	
<p>ア 現状・課題等</p> <p>経済のサービス化の進展は、この60年間の最も大きな変化の一つであるが、今やGDPの7割を占めるに至ったサービス産業については、その活動を明らかにし、質と量の両面を適切に把握するための統計の整備状況が極めて不十分であると指摘されている。複数府省の所管にまたがるサービス活動に係る統計は、分散型統計機構の下で、個々の業種ごとにいわばモザイク状に整備されているとの問題点が指摘されて久しい。このような問題意識の下、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」(平成17年6月21日閣議決定)、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)など、累次の閣議決定等でサービス活動に係る統計の整備が繰り返し明記されてきた。</p> <p>こうした中、総務省は四半期別GDP速報を始めとする各種経済統計の精度向上等に資することを目的として、平成20年7月から、サービス産業の売上高等を幅広く月次で調査するサービス産業動向調査を開始した。また、平成20年に新たに創設された経済構造統計も、サービス産業全体の状況を把握することに大きく寄与することが期待されている。</p>	<p>イ 取組の方向性</p> <p>このようにサービス活動に係る統計の整備は着実に進展しているものの、今後とも一層の推進が必要である。このため、本計画においては、数多くあるサービス活動に係る統計に関する課題の中から、以下の四点を中心とした取組を行う。第一に、高度化する情報通信サービスの実態は、府省の垣根を越えた新たな統計を作成することで、網羅的に把握する必要があることから、情報通信サービスに関する統計の整備を図る。第二に、技術立国を目指す我が国にとって、知的財産活動に関する統計の充実や高度利用は欠かすことができないことから、知的財産活動に関する統計の整備を図る。第三に、生産量と価格の測定が困難なサービス活動について、将来の望ましい統計作成に向けた研究が必要であることから、サービス活動を適切にとらえるための検討を行う。第四に、企業組織が多様化する中で、企業内部及び企業グループ内でのサービス活動や外部委託の状況などを明らかにする統計が重要となることから、企業のサービス活動に関する統計の整備について検討する。</p> <p>今後、これらの諸課題について着実に対応するとともに、その他のサービス活動に係る統計の整備に向けての課題についても、長期的な取組を行う。</p>	<p>サービス活動に関する統計の整備</p> <p>○ サービス産業動向調査の基幹統計化に向けた検討に当たっては、当調査の構造統計としての性格を持たせる方向で更に検討すべきか、第3次産業活動指数等への利用をも考慮して迅速性をどう確保していくかなど積極的に検討を進めなければならない。</p> <p>○ また、サービス産業動向調査の基幹統計化が予定されていることを踏まえ、関連統計調査である経済産業省所管の特定サービス産業動態統計調査等との関係整理が必要である。関係整理に当たっては、まず、関係府省において、業種ごとに異なる施策実施上の要請、多様な利用者のニーズ等に十分配慮して検討する必要がある。</p> <p>企業活動に関する統計の整備</p> <p>○ 今後、経済活動を把握する際には、把握単位としての企業及び企業グループが重要な役割を果たすこととなると思われることから、関係府省は、平成25年中頃に公表が予定される平成24年経済センサス-活動調査の結果も踏まえ、経済産業省企業活動基本調査を中心に、既存の統計調査の再編・整理により、サービス産業を含め市場経済全体の企業活動を把握する統計体系の構築を検討することが望ましい。</p> <p>○ なお、企業活動を把握する統計体系の構築の検討に当たっては、まず、関係府省において、業種ごとに異なる施策実施上の要請、多様な利用者のニーズ等に十分配慮して検討する必要がある。</p>

【別表】(平成24年度 統計法施行状況報告)

No	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
1 (p8)	第2 1 統計体系の根幹となる「基幹統計」の整備 (3) 国勢統計、国民経済計算、経済構造統計の重要性	○ 平成28年に予定されている経済センサス-活動調査の実施までに、関係府省は、経済構造統計を軸とした産業関連統計の体系的整備に取り組む。その際、各種一次統計と国民経済計算の整合性に十分留意するとともに、特に内閣府は体系に適合した国民経済計算の年次推計方法を確立する。	関係府省	平成21年度から検討する。		<p>○ 平成24年経済センサス-活動調査に適合した年次推計方法について、統計委員会への諮問(平成21年4月)、同委員会国民経済計算部会での審議を経て、同委員会からの答申(平成23年5月)が行われた。同答申の中で、平成28年経済センサス-活動調査に対応した年次推計等の抜本的な見直しを今後の課題として指摘されていることから、これを課題について府内に設けたPTを中心に検討を行った。【内閣府】</p> <p>○ 産業関連統計の体系的整備については、「産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議」(平成21年4月23日付け各府省統計主管部局長等会議申合せにより、同年6月に設置。以下、「検討会議」という。)において、平成24年3月末までの検討状況等(各府省における産業関連統計に係る検討状況を含む。)を、検討報告書として取りまとめた。</p> <p>○ 経済構造統計の1回目の調査結果の検証がまだ行われておらず、経済構造統計を軸とした産業関連統計の体系的な整備の全体的な議論ができないこと、体系的整備の視点が多岐あるため等の視点から体系的に整備するかを絞りこめないこと等、現時点において継続的な検討が困難であることを踏まえ、上記検討報告書を持って産業関連統計全体に係る体系的整備の検討結果と、今後は、具体的な課題ごとに検討していくこととする。【以上総務省】</p>	実施可能	平成28年に予定されている経済センサス-活動調査の実施までに結論を得るべく検討を進めていく。	<p>○ 将来の経済センサスのあり方の検討</p> <p>○ 府省の役割分担と、経済センサス-活動調査や商業統計調査、中小企業実態基本調査、経済産業省企業活動基本調査、動態調査(サービス産業動向調査、特定サービス産業動態調査等)などの既存調査との役割分担とを考慮しながら、サービス産業全体の構造統計に関する将来のあり方を整理する必要があるのではないか。</p> <p>○ 経済統計の体系的整備については、以下の点に留意しながら進めることが望ましいのではないかと、</p> <p>・経済産業省企業活動基本調査の対象産業の大幅拡大やサービス産業動向調査の更なる整備等によって、広義のサービス産業の構造や動態の把握に努めるべきではないかと、</p> <p>○ サービス産業の構造や動態を統一的に把握するよう努めるべきではないかと、</p>
58 (p28)	第2 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (1) サービス活動に係る統計の整備 ア 情報通信サービスに関する統計の整備	○ 情報通信業の分野において、総務省が実施する統計調査については、経済産業省企業活動基本調査と連携して一元的に行う。具体的には、既存の情報通信活動に係る統計調査について、企業活動を把握する基幹統計となる企業活動基本統計(仮称)の下に統合して、日本標準産業分類の大分類「G情報通信業」に係る経済産業省と総務省の共管調査として実施し、情報通信業に関する企業活動の統計を整備する。	総務省、経済産業省	平成22年を目標として実施する。	実施済は妥当(一部のみに)。	<p>○ 総務省が一般統計調査として実施してきた通信・放送産業基本調査及び放送番組制作業実態調査について、経済産業省企業活動基本調査と連携し、平成22年度から情報通信業分野における企業活動を捉える「情報通信業基本調査」(総務省・経済産業省共管の一般統計調査)として開始。平成24年度調査の結果については、速報結果を平成24年10月31日に、確報結果を平成25年3月22日に公表した。</p> <p>○ 基幹統計化については、引き続き検討。</p>	実施済(一部)及び実施可能(一部)	基幹統計化については、引き続き検討。	<p>○ 府省の役割分担と、経済センサス-活動調査や商業統計調査、中小企業実態基本調査、経済産業省企業活動基本調査、動態調査(サービス産業動向調査、特定サービス産業動態調査等)などの既存調査との役割分担とを考慮しながら、サービス産業全体の構造統計に関する将来のあり方を整理する必要があるのではないかと、</p> <p>○ 経済統計の体系的整備については、以下の点に留意しながら進めることが望ましいのではないかと、</p> <p>・経済産業省企業活動基本調査の対象産業の大幅拡大やサービス産業動向調査の更なる整備等によって、広義のサービス産業の構造や動態の把握に努めるべきではないかと、</p>
59 (p28)		○ 通信利用動向調査の精度を向上させる。また、都道府県別の表章ができるような標本数を確保することについて検討する。	総務省	平成21年度から検討する。	次年度以降の審議対象とする。	<p>○ 通信利用動向調査については、平成22年度から調査対象数を増やし、世帯調査の都道府県別表章や情報通信分野の利用実態に即したきめ細やかな分析が行えるよう、必要な標本数を確保した調査設計としている。また、平成22年調査及び平成23年調査において都道府県別の表章を実施し、調査結果を公表(平成23年5月18日及び平成24年5月30日)するとともに情報通信白書等に掲載した。</p>	実施済	-	

No	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
63 (p28)	エ 企業のサービス活動(組織内活動と外部委託)に関する統計の整備	○ 平成21年経済センサス-基礎調査に基づいて把握した純粋持株会社のすべてを対象として、平成23年以降、常時従業者数とその機能別内訳、傘下企業に関する情報、収益内訳等について調査する。さらに、その結果を平成26年に実施予定の経済センサス-基礎調査で入手できる親会社・子会社情報と組み合わせることによって、持株会社のグループ活動を明らかにすることについて検討する。	経済産業省	平成23年度以降実施する。		○ 平成21年経済センサス-基礎調査(平成23年12月確報公表)の結果で把握した純粋持株会社の全てを対象として、常時従業者数とその機能別内訳、傘下企業に関する情報及び収益内訳等を調査することについて検討した結果、平成25年度から純粋持株会社実態調査を実施することとした。 ○ また、その結果を平成26年実施予定の経済センサス-基礎調査で入手できる親会社・子会社情報と組み合わせ、持株会社のグループ活動を明らかにすることについては、引き続き検討する。	実施予定(一部)及び実施可能(一部)	平成25年純粋持株会社実態調査については、平成25年夏に調査を実施し、調査結果の公表は年度末を予定している。	○ 企業グループ内の企業間取引の実態把握の検討

【別表(関連事項)】(平成24年度 統計法施行状況報告)

No	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
188 (p80)	別紙3 将来の基幹統計化について検討する統計	【サービス産業動向調査】 調査開始(平成20年7月から)以降3年程度をかけて、調査方法の検討、蓄積したデータに基づいて推計方法、欠測値補完方法等の検討を行った上で、基幹統計化について結論を得る。	総務省	平成23年度を目途に結論を得る。		○ 調査方法の検討、蓄積したデータに基づく推計方法、欠測値補完方法等の検討を行った結果、平成25年1月以降の調査について、一部企業等調査を導入するなど見直しを行った。基幹統計化については当面見送り、見直し後の調査の状況等を踏まえて、引き続き検討することとしている。	実施可能	平成25年1月以降の月次調査及び年次調査を着実に実施し、検討のための調査実績を蓄積していく。 基幹統計化については、調査実績も踏まえて検討すべき事項であるため、その結論を得る時期について現時点で明言することは困難。	○ サービス産業の構造や動態を統一的に把握するよう努めるべきではないか。
189 (p80)		【通信・放送産業基本調査、放送番組制作実態調査】 経済産業省企業活動基本調査と連携して一元的に実施する。具体的には、企業活動を把握する基幹統計となる企業活動基本統計(仮称)の下に統合して、日本標準産業分類の大分類「G情報通信業」に係る経済産業省と総務省の共管調査として実施し、情報通信業に関する企業活動の統計を整備する。	総務省	平成22年を目途に実施する。	実施済は妥当(一部ののみ)。	○ 総務省が一般統計調査として実施してきた通信・放送産業基本調査及び放送番組制作実態調査について、経済産業省企業活動基本調査と連携し、平成22年度から情報通信業分野における企業活動を捉える「情報通信業基本調査」(総務省・経済産業省共管の一般統計調査)として開始。平成23年度調査の結果については、速報結果を平成23年12月20日に、確報結果を平成24年3月23日に公表し、平成24年度調査の調査結果については、速報結果を平成24年10月31日に、確報結果を平成25年3月22日に公表した。 ○ 基幹統計化については、引き続き検討。	実施済(一部)及び実施可能(一部)	基幹統計化については、引き続き検討。	○ 府省の役割分担と、経済センサス-活動調査や商業統計調査、中小企業実態基本調査、経済産業省企業活動基本調査、動態調査(サービス産業動向調査、特定サービス産業動態調査等)などの既存調査との役割分担とを考慮しながら、サービス産業全体の構造統計に関する将来のあり方を整理する必要があるのではないかと。 ○ 経済統計の体系的整備については、以下の点に留意しながら進めることが望ましいのではないかと。 ・経済産業省企業活動基本調査の対象産業の大幅拡大やサービス産業動向調査の更なる整備等によって、広義のサービス産業の構造や動態の把握に努めるべきではないかと。
193 (p82)		【第3次産業活動指数(加)】 一次統計の整備及び推計手法の高度化によって、精度向上が図られれば、基幹統計化を検討する。	経済産業省	平成24年度までに結論を得る。		○ 第3次産業活動指数(3次指数)の基幹統計化に向けた「3次指数の精度向上」については、速報差が比較的大きいデータ系列を中心に推計方法を検証するとともに、速報の公表を早期化するための試行運用を行うなど、精度向上等に向けた取組を実施した。 ○ 基幹統計化に向けては、今後、27年度に次回基準改定を予定しており、精度向上、ユーザー利便性の向上など統計の有用性の更なる向上を図ることとした。	実施可能	○ 平成25年度から従来より1日公表を早期化し、ユーザーの利便性を向上させる。 引き続き、24年度に実施した調査研究の結果を検証し、速報差が比較的大きいデータ系列を中心に推計方法の検証・見直し、採用データの見直しでカバレッジを上げ、精度向上に努める。 次回基準改定(27年度予定)に ○ 向け、精度や利便性の向上など統計の有用性の更なる向上を図るための検討を行う。	

注) 斜体部分は、平成23年度統計法施行状況報告において報告された内容

第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策
 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項
 (5) 環境に関する統計の段階的な整備

【本文】	
<p>ア 現状・課題等</p> <p>地球環境問題は、我が国のみならず世界的な最重要課題である。近年の地球温暖化の進行に伴う異常気象の増加との関係を含め、気候変動は国民的重要関心事となるなど、内外の様々な環境問題に対する国民の関心は高まってきている。こうした状況の下、環境に関する統計の整備が喫緊の課題となっている。</p>	<p>イ 取組の方向性</p> <p>環境に関する統計については、整備すべき分野が多岐にわたることから、既存の関連分野の統計の活用・改善により必要な情報が得られる事項を中心に、温室効果ガス問題と廃棄物・副産物の把握などに取り組む。特に重要と考えられる温室効果ガス問題については、経済活動に伴う化石エネルギー消費から発生する二酸化炭素排出量の推計とその要因分析が最も重要な分野であり、産業部門、業務部門、家計部門及び運輸部門の二酸化炭素排出量を的確に把握する統計の整備を図る。</p>

【別表】(平成24年度 統計法施行状況報告)

No	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
81 (p34)	第2 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項	○ 気象庁と協力して、同庁が作成する気候統計を活用して気候変動に関する科学的分析や国民への普及啓発を行う。	環境省	平成21年度から実施する。	次年度以降の審議対象とする。	○ 気象庁が作成する気候統計を活用し、文部科学省、気象庁と共同で2013年3月に「気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート 日本気候変動とその影響」の作成、公表をするなど気候変動に関する科学的分析・普及啓発を行った。	継続実施	統合レポートの内容を踏まえ、気候変動に関する科学的分析や国民への普及啓発を引き続き行っていく予定。	
82 (p34)	(5) 環境に関する統計の段階的な整備	○ 関係府省と協力して、この数年以内に、温室効果ガスの排出及び吸収に関する統計データの充実や気候変動による影響(人間、農作物、建築物等)に関する統計を整備する。	環境省	平成22年度から実施する。		○ 平成25年2月に温室効果ガス排出量算定方法検討会を開催し、国際ルールの変更や最新の科学的知見も踏まえ、算定方法の精緻化を図った(平成25年4月に、精緻化された算定方法によって算定された平成23年度温室効果ガス排出量を公表し、気候変動枠組条約事務局にも提出)。 また、家庭からの二酸化炭素排出量を把握するための統計の整備のため、平成24年7月に総務省から一般統計調査の承認を得て「家庭からの二酸化炭素排出量の推計に係る実態調査試験調査」を開始した(平成25年9月まで調査を実施し、その後成果をとりまとめ、公表する予定)。同調査の進め方等については、専門家からなる検討会を開催する等、平成28年度の統計調査の本格実施に向けた準備を進めた。 気候変動による影響(人間、農作物、建築物等)に関し、関係府省と協力して情報収集を行い、「気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート 日本気候変動とその影響」として公開した。	継続実施(一部)及び実施可能(一部)	家庭からの二酸化炭素排出実態を把握するための統計調査の本格実施に向けて継続的に試験調査や検討を行う予定。	
83 (p34)		○ 総務省は、環境省及び資源エネルギー庁と共同して、各世帯のエネルギー消費の実態(電力、都市ガス、プロパンガス、灯油、ガソリン等)と耐久財の保有状況の関係を世帯属性ごとに把握できるように統計を作成する。	総務省、環境省、資源エネルギー庁	平成21年度から実施する。	実施済は妥当。	○ 平成21年全国消費実態調査(総務省)の耐久財等調査票及び家計簿を用いて、各世帯のエネルギー消費の実態と耐久財の保有状況の関係について集計し、平成24年3月に結果を公表した。			
84 (p34)		○ 新エネルギー関連の一次統計については、既存の公表データを精査し、必要性を確認の上、新エネルギーなど再生可能エネルギーについての公的な一次統計の作成について検討を開始する。	関係府省(農林水産省、資源エネルギー庁)	平成21年度から検討する。		○ 新エネルギーなど再生可能エネルギーに関する統計を整備する際のスキームについて検討した。 具体的には、統計に必要な事業情報の効率的な収集を可能とするため、電気事業者等に義務付けられている報告内容の改善についての検討や、平成24年7月に開始した固定価格買取制度に基づき収集するデータの精査を行った。【資源エネルギー庁】	実施予定	引き続き、再生可能エネルギーの導入量の推計方法の検討を行い、統計の整備の在り方や手法について、その必要性を確認の上、平成25年度末までに結論が出せるよう検討する。【資源エネルギー庁】	
85 (p34)		○ 総合エネルギー統計については、政策立案や地球温暖化対策を実施しうよう、速報値の公表について、正確性を確保しつつ、早期化に努める。そのため、関係府省は、総合エネルギー統計の作成に利用する基礎統計について前年度データの速報値をできるだけ早期に利用できるよう努める。	資源エネルギー庁、関係府省(林野庁、経済産業省、国土交通省等)	平成21年度から実施する。		○ 総合エネルギー統計における基礎統計の提供元である各府省との連携の下、統計の正確性に配慮しつつ早期化を図っているところ。24年度は例年よりもエネルギー需給バランスの確認に時間を要したものの、前年度と比較して早期化が図れた。【資源エネルギー庁】 ○ 東京電力福島原子力発電所事故に伴う、放射性物質汚染による出荷制限等の影響による茨城県及び栃木県における調査票の回収が遅延したため、平成24年度は、前年度と同日(10月3日)の公表であった。【林野庁】	継続実施	—	
86 (p34)		○ 廃棄物及び副産物を把握する統計の整備について、検討する場を設ける。	関係府省(農林水産省、経済産業省、環境省)	平成21年度に設置する。	次年度以降の審議対象とする。	○ 環境省において、廃棄物及び副産物を把握する統計の整備のため、平成21年12月に関係府省、学識経験者、産業界関係者からなる検討会を設置した。 ○ 同検討会において、廃棄物統計の精度向上及び迅速化について検討を進めているところ。	実施済(一部)及び継続実施(一部)	—	

No	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
87 (p36)	第2 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項	○ 総務省及び経済産業省と協力して、環境分野分析用の産業連関表の充実についての検討を開始する。	環境省	平成21年度から検討する。		○ 環境分野分析用産業連関表(環境IO)作成要領に従って、試行版である平成17年版環境IOの作成に着手した。統合大分類レベルの環境フロー表及び取引基本表における処理部門を作成し、課題を抽出した。	実施予定	基本分類レベルの環境フロー表の作成及び取引基本表の部門の細分化に取り組む。	
88 (p36)	(5) 環境に関する統計の段階的な整備	○ 総務省始め関係府省と協力して、この数年内に環境に関する統計と経済社会領域の統計(人口、経済活動、建築、建設物、社会施設等)を地理情報上に結び付けて、領域環境統計を構築することの検討を開始する。	環境省	平成21年度から検討する。		○ 「地図で見る統計(統計GIS)」の利用のため、環境統計のデータフォーマット変換手順等を整理した。	実施予定	今後も整備について検討を行う。	

【別紙(関連事項)】(平成24年度 統計法施行状況報告)

No	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
192 (p82)	別紙 3 将来の基幹統計化について検討する統計	【エネルギー消費統計調査】 経済産業省特定業種石油等消費統計等との関係整理を行った上で、基幹統計化する方向で検討を行う。その際、基幹統計の範囲について併せて検討する。	経済産業省	平成23年度までに結論を得る。		○ エネルギー消費統計調査については、有識者と省内関係課室職員による「エネルギー消費統計検討会」を開催し、問題点、課題等の整理を行い、国連報告データ(温室効果ガス排出量)の算出基礎となる「総合エネルギー統計」への組み込みに向け、調査票改正、調査対象事業所の見直し等データの精緻化を図った。 今後は、エネルギー基本計画の見直しや、地球温暖化の諸外国情勢などの大きな情勢変化を踏まえつつ、算出基礎方法の変更時期を考慮しながら、引き続き基幹統計化について検討する。 また、経済産業省特定石油等消費統計調査との関係整理については、調査実施体制の見直しを含めた検討を継続した。	実施可能	エネルギー消費統計調査については、「エネルギー消費統計検討会」で明らかとなった諸課題について、各種データによる検証等を行い、総合エネルギー統計への組み込みに向けたデータの精緻化を行う。 また、経済産業省特定石油等消費統計調査との関係整理についても、引き続き検討する。	

注) 斜体部分は、平成23年度統計法施行状況報告において報告された内容

第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策
 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項
 (6) 観光に関する統計の整備

【本文】	
ア 現状・課題等 観光に関する統計は、「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月19日閣議決定)に示された「観光立国の推進」を実行していくためにも重要な統計である。「観光立国推進基本計画」(平成19年6月29日閣議決定)においては、平成22年までに観光に関する統計を整備することとされている。 また、国際連合統計委員会において、「観光統計に関する国際勧告2008」が採択されるなど、国際的な視点からみても、観光統計の適切な作成、整備が求められている。しかしながら、観光に関する統計は、官民の各主体が様々な目的で作成していることから、断片的であり、総合的に利用する上で多くの課題がある。	イ 取組の方向性 主要な観光統計である旅行・観光消費動向調査、宿泊旅行統計調査等の充実を図るとともに、都道府県観光統計の統一基準を作成する。 また、国際比較が可能となるような形で観光統計を作成する観点から、93SNAにおいて導入されている観光サテライト勘定の本格的な作成及び公表を行う。

【別表】(平成24年度 統計法施行状況報告)

No	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
89 (p36)	第2 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (6) 観光に関する統計の整備	○ 旅行・観光消費動向調査及び宿泊旅行統計調査について充実を図る。	観光庁	平成22年度までに実施する。	実施済は妥当。	○ 旅行・観光消費動向調査については、平成22年度に、調査対象数(7,500人→2万5,000人)及び調査項目(海外旅行等)の拡充を行った。 ○ 宿泊旅行統計調査についても、平成22年度に、従業者数10人以上の宿泊施設を調査対象としていたものを全宿泊施設を対象とする調査に拡充した。			
90 (p36)		○ 地方公共団体が採用可能な共通基準を策定するとともに、各都道府県が、共通基準に則って、都道府県間の比較が可能な観光統計を整備することができるよう、必要な調整を行う。	観光庁	平成22年度までに実施する。	実施済は妥当。	○ 有識者を含めた「観光入込客統計分科会」等の検討を踏まえ、平成21年12月に「観光入込客統計に関する共通基準」を策定した。また、各都道府県が当該基準に則って観光客入込客統計を作成するに当たり、あわせて調査要領も作成し、平成22年度から各都道府県において当該基準に基づく観光入込客統計を順次作成している。未導入の府県に対しては今後の導入を促進するために状況確認を実施した。			
91 (p36)		○ 内閣府の協力を得て、観光がもたらす経済効果の国際間比較をより正確に行うことが可能となるように、観光サテライト勘定の整備について検討を進めるとともに、観光サテライト勘定の本格的な作成及び公表を行う。	観光庁	平成22年度までに実施する。	実施済は妥当。	○ 平成21年暦年分の旅行・観光サテライト勘定を作成し、平成23年4月に公表した。			○ 旅行・観光サテライト勘定(TSA)の精度向上

【別紙(関連事項)】(平成24年度 統計法施行状況報告)

No	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
195 (p84)	別紙3 将来の基幹統計化について検討する統計	【宿泊旅行統計調査、旅行・観光消費動向調査】 観光統計に関する都道府県統一基準の作成、外国人旅行者に関する実態把握の向上等とともに、両調査の改善・充実を図る等により観光統計を体系的に整備することが必要であり、その過程で両調査の基幹統計化について検討する。	国土交通省	平成22年度までに結論を得る。		○ 都道府県統一基準については、平成21年12月に「観光入込客統計に関する共通基準」を策定し、平成22年度より運用を開始した。また、平成22年度には「訪日外国人消費動向調査」を開始し、外国人旅行者の把握の向上を図っている。 「宿泊旅行統計調査」については、平成22年度に従業者10人以上の宿泊施設を対象としていたものを全宿泊施設を対象とする調査に拡充、また「旅行・観光消費動向調査」についても調査対象数(7,500人→25,000人)を拡充する等の、改善・充実を図ってきたところである。 平成24年度も「観光統計に関する検討会(国土交通省観光庁が設けた有識者の検討会)」において、両統計の更なる課題・改善策の検討を行った。具体的には「宿泊旅行統計調査」では、オンライン化の導入方策の検討、「旅行・観光消費動向調査」については、推計方法の改善策等の検討を行ったところ。平成25年度にも引き続き検討すべき課題(宿泊旅行統計調査:層化基準の変更の必要性等、旅行・観光消費動向調査:精度設計の変更の必要性等)があり、両統計について更なる検討が必要な状況であることから、現時点では、基幹統計化の検討を進めるべき状況にはないとの結論となった。	実施可能	両調査について、現時点では基幹統計化の見通しがたっていないため、まずは両調査の利活用状況を踏まえた更なる改善・充実に取り組む。	

注) 斜体部分は、平成23年度統計法施行状況報告において報告された内容